

辛  
寃  
史  
宋  
年

五  
義  
下  
鴻  
毛  
想  
重  
其  
牒

十  
月  
廿  
九  
日  
庚  
午  
次  
午

未

## 刊行にあたつて

本町歴史民俗資料館の事業の一つとして『古文書を読む会』が昭和五十五年開館当時から続けられています。

古文書というと、くずし字は苦手、変体がなが読めない、文体に馴染みがないなどと、繙く前から読みにくいものと敬遠する人が多いものです。本書では、このような人でも読んでみようかと興味をおこさせるような構成をと考え、すべての原文に解説文を対比するように編集しました。こうすれば、原文の一字一字に読みやすく書かれた毛筆体の解説文字が対応していますので、判読し易くなつており、初心者でも容易に読み進むことができます。取り上げました古文書は、すでに当館発行の『鈴木家文書』の未発行分の中から撰出して、所蔵しておられます蟹江亮一郎氏の了解を得たものであります。

発行に当つて、解説文の作成は河村重秀氏が溝口久一氏の協力を得て、原文を書き上げてもらいました。なお小杉正先生（津島北小学校校長・当館の古文書を読む会講師）の監修を得て完成しました。解説文中の使用文字は、なるべく原古文書の文字を再現してみました。

資料館の新企画として本書を発行しましたが、これによつて古文書に親しむ人が一人でも多くなり、古文書を通じて歴史を身近かに感じ、先祖の人々の生活や文化を知ろうとする人々の輪が大きく大きくなつていくことを願っています。

蟹江町教育委員会

教育長横江勝英

辛 宽延四年（一七五一年）

公義御觸並願書留牒

未

十月吉日 鈴木四郎左工門

延喜三年正月 宽延四年辛未

十月 追留別帳壹冊二有

一例御教金願之留

一御見御觸狀之留

一少御教之内當村源三郎工借置候

立於鳩牛社

官庫御留

一法度慎方御觸留

同中七月

一少御教之内當村源三郎工借置候

同斷

一、御代官より當村其外御教定免相清候  
村々へ被仰渡手前速判留

一、内珠院様御遠行穩便御觸留

同九月

一、月光院様同断

34

32

宝曆式申正月  
一、御法度慎方御觸留

同申七月

29

一、御代官より當村其外御教定免相清候  
村々へ被仰渡手前速判留

13 11 5

49

一奉公人高給之御觸

31

一月光院様同断

30

一、月光院様同断

29

一、奉公人高給之御觸

28

一月光院様同断

27

一、奉公人高給之御觸

26

一月光院様同断

25

一、奉公人高給之御觸

24

一月光院様同断

23

一、奉公人高給之御觸

22

一月光院様同断

21

一、奉公人高給之御觸

20

一月光院様同断

19

一、奉公人高給之御觸

18

一月光院様同断

17

一、奉公人高給之御觸

16

一月光院様同断

15

一、奉公人高給之御觸

14

一月光院様同断

13

一、奉公人高給之御觸

12

一月光院様同断

11

一、奉公人高給之御觸

10

一月光院様同断

9

一、奉公人高給之御觸

8

一月光院様同断

7

一、奉公人高給之御觸

6

一月光院様同断

5

一、奉公人高給之御觸

4

一月光院様同断

3

一、奉公人高給之御觸

2

一月光院様同断

1

一、奉公人高給之御觸

0

一月光院様同断

0